

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第八章 賃金政策

第一節 総説

最近における賃金政策の一貫した基調は、業種別平均賃金＝賃金ベースの策定ということにあらわれている。この業種別平均賃金はいわゆる一、八〇〇円ベースとして一九四七年七月、片山内閣によって定められたのが最初であったが、それは物価体系の一環としてくみこまれた低賃金政策としての意義をもつものであった。当時政府は「新価格体系の確立について」という声明の中で、「新価格体系はインフレーションの進行をくい止め、かつ正常な国際貿易の再開に備えて、できるだけ価格系列を整えるために左の原則によってこれを組立てる」とし-

一、基準年次をわが国の経済がほぼ正常であったと認められる昭和九年から同一一年に定め、その価格水準の約六五倍を限界として基礎的な価格の安定帯を設ける。

二、基礎的な物資の供給者価格が安定帯をうわまわるときは、政府からの価格調整補給金によってその需要者価格を安定帯の線までひきさげる。

という二つの原則を指示している。

右の第一の原則に明かなように、主要な工業商品の価格は基準年次の六五倍ときめられてあるが、これにたいして賃金は、物価賃金の同時決定というたてまえから基準年次の約二七倍、すなわち工業平均賃金一、八〇〇円(新物価体系によるはねかえりにりよって一、六〇〇円と仮定したものが一、八〇〇円にひきあげられた)と決定された。物価体系において主要工業商品が基準年次の六五倍にきめられたのは、騰貴した諸商品のヤミ価格において最低であった鉄鋼価格の騰貴率がその程度であったことにもとずいているが、このことは物価体系が、まず戦後製品の価格が最も低落した金属機器産業部門の採算条件の整備を眼目としていることをものがたっている。すなわち物価体系の組み立ての順序は、第一に鉄鋼の消費者価格がきめられ、この価格における鉄鋼資本の採算を考慮した上で炭価が決定され、この炭価において炭鉱資本の利潤を保証するように労賃がきめられたのである。例えば二三年度の物価改訂の際には、全国平均炭価は二、三八八円と決定されているが、そのなかにくみこまれた労務費は一、二六四円であり、そのうちわけは坑内六九五円、坑外三二三円、計一、〇一八円、その他二四六円であった。このように労務費の総額は固定され、一定の枠にはめられることによって炭鉱資本にたいする利潤は確実に保証されているのである。この賃金を一ヵ月当りに換算すると次表のようになる。

上のように決定された炭鉱賃金は、一般的な産業賃金、ひいては官業労働者の賃金水準設定の基準になったのである。

ところで以上のような賃金のきめ方は、資本の採算条件の確保を第一義とし、そのうえで賃金ベースをいわば恣意的に低く決定していることを明かにしており、物価と賃金の不自然な格差もこのような事情にもとずいて必然となっていることを示している。

さらにさきの政府声明における第二の原則は価格調整補給金の支給を明かにしているが、このことによって資本は利潤の保証を一層確実にされていると同時に、反面からいえば公定価格を名目的なものにし、賃金と物価の格差を実質的に一層拡大するものといわねばならない。補給金支給の本質的意義は、これをテコとして物価体系を維持するところにある、それによって直接的生産過程からの剰余価値収奪の条件を確保する資本家的体制が整備され、国家独占資本主義の再生産の論理構造が一応完備されるという点にある。しかもこの再生産の論理構造において低賃金を維持する賃金政策は、特別に重要な役割を果すものといえるのである。

以上簡単に最近の賃金政策の基本的意義を明かにしたが、次に一九四八、九の両年にわたる賃金政策の具体的な展開過程を検討してみよう。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
